

# 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

## 令和8年度予算概算決定額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## &lt;対策のポイント&gt;

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMO※の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成や全国プラットフォームの運営等を支援します。

※ 農村型地域運営組織（農村RMO : Region Management Organization）  
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



## &lt;事業目標&gt;

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区 [令和8年度まで]）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25% [令和11年度まで]）

## &lt;事業の内容&gt;

## 1. 農村RMOモデル形成支援

## ① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

## ② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

## ③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した実証事業等を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

## 2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの運営を支援します。

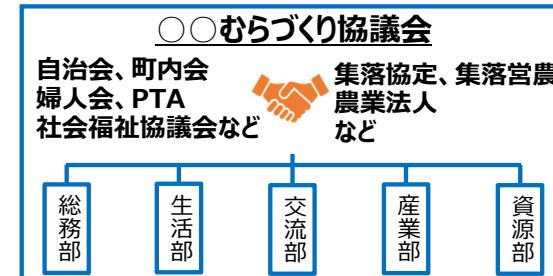
※対象地域：8法指定地域等  
※下線部は拡充事項

## &lt;事業の流れ&gt;



## &lt;事業イメージ&gt;

## 農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施



## 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

## 農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」

これまでの活動から一步踏み出し、農村RMOの形成につなげる取組を実施



## 農村RMO形成伴走支援



中間支援組織による人材育成研修



情報・知見の蓄積・共有  
研修等の支援

## 農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」



[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課

(03-3501-8359)

## 事業要件等

**事業内容**：中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しているため、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村RMOの形成を推進

**対象地域**：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

**実施主体**：複数集落※を含む地域協議会

※集落の単位は、農林業センサスの農業集落

**交付率 活動着手支援型**：定額（上限200万円）

**一般型**：定額（上限1,500万円(年標準額500万円※)）

**地域連携型**：1/2以内（上限1,500万円(年標準額375万円)）

※地域計画連携タイプは年標準額 600万円

**実施期間 活動着手支援型**：1年

**一般型**：上限 3年

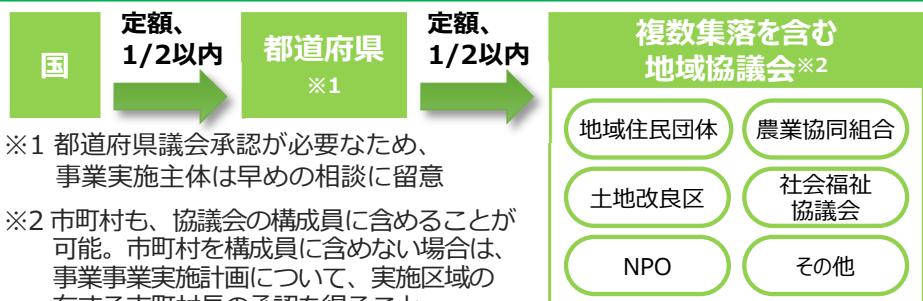
**地域連携型**：上限 4年

## 交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、委託費、※土地基盤・機械・施設等整備費  
(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む)

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的な内容で確認

## 事業の流れ



## 取組内容

**一般型・地域連携型**：むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組を推進。

**将来ビジョンの作成**（地域の話し合いにより共通認識を醸成）

※ 将来ビジョンは、事業初年度に策定する。なお、既に同様なものが策定されている場合は、それを活用することも可



【集落点検で現状を確認】



【アンケートで意向を把握】



【ワークショップで合意形成】

**農用地保全に関する取組**（持続的な農用地の保全）



【棚田の保全や景観保全】



【遊休農地の解消】



【スマート農業導入を検討】

**地域資源活用に関する取組**（農産物を含む地域資源の活用）



【直売所等での販売】



【特産品の試作】



【インターネットを活用した販路拡大】

**生活支援に関する取組**（農村地域における生活支援）※

※ 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること



【集出荷と併せた買い物支援】



【貨客混載（農作物）】



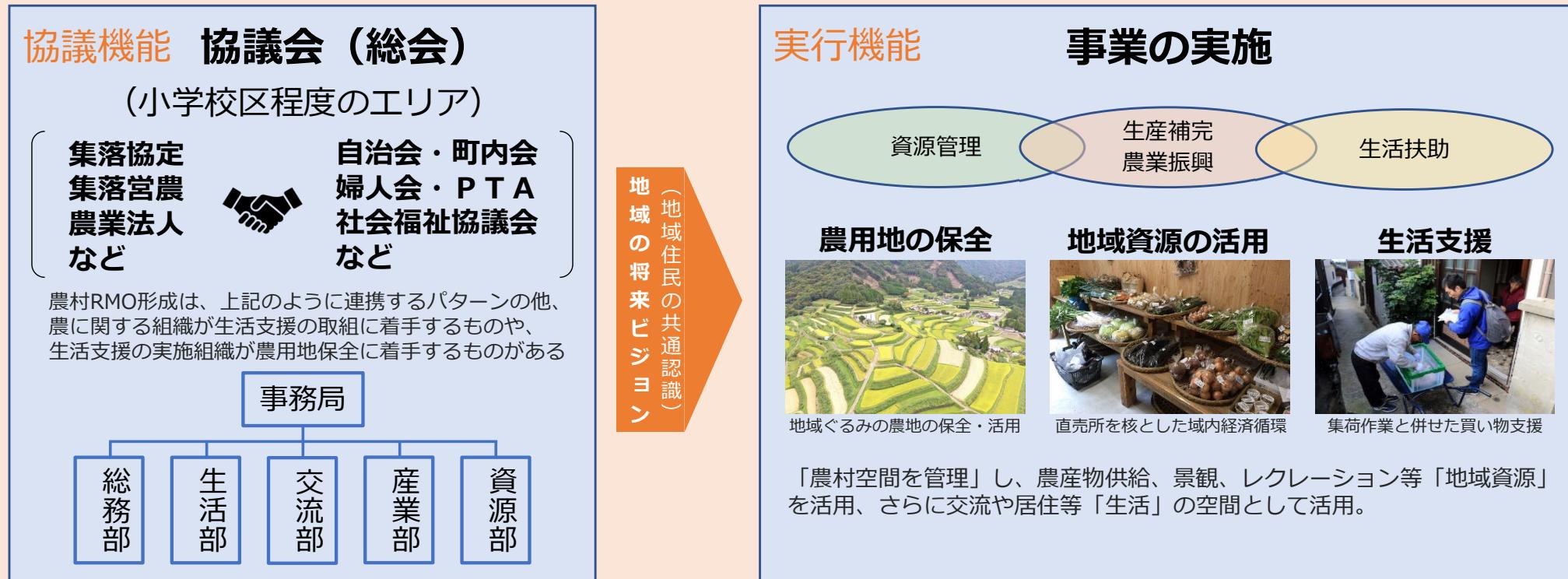
【テレビ画面で買い物支援】

**活動着手支援型**：農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援。

# 中山間地域の保全に向けた農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

## 農村型地域運営組織（農村RMO）※1



※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。

農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】